

文学研究科博士前期課程コース変更に関する内規

制 定 2003年9月24日
文学研究科委員会
最新改正 2015年6月11日
文学研究科教授会

(趣旨)

第1条 この内規は、成蹊大学大学院文学研究科規則第1条の3第4項の規定に基づき、文学研究科博士前期課程の各専攻の学生が、当該専攻内で所属コースの変更を申し出た場合の取扱いに關し必要な事項を定める。

(コース変更の時期)

第2条 コース変更の時期は、長期履修学生にあっては在学期間1年又は2年経過時、その他の学生にあっては在学期間1年経過時とする。ただし、文学研究科教授会が特に認めた場合は、この限りでない。

(コース変更の手続)

第3条 コース変更を希望する学生は、原則として前条に規定するコース変更の時期前に、指導教授に相談の上、変更希望理由を記したコース変更願を所属する専攻の主任あてに提出するものとする。

2 コース変更の是非については、専攻会議の議を経て、文学研究科教授会が決定するものとする。

(授業科目の読み替え等)

第4条 変更後のコースの修了には、当該コースの修了条件を満たさなくてはならない。ただし、次の授業科目の読み替えができるものとする。

(1) 英米文学専攻

研究コースの論文演習Ⅰ、総合コースのチュートリアルⅠ及び英語教育コースのチュートリアルⅠは、互いに読み替えることができる。

(2) 日本文学専攻及び社会文化論専攻

研究コースの論文演習Ⅰ及び総合コースの課題研究Ⅰは、互いに読み替えることができる。

(内規の改廃)

第5条 この内規の改廃は、文学研究科教授会の議を経て、文学研究科長が行う。

附 則 (略)